

仙台ニューフィルハーモニー管弦楽団規約	運営細則
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本楽団は、「仙台ニューフィルハーモニー管弦楽団」(以下「団」という。)と称する。</p> <p>(所在地) 第2条 団の所在地は団長宅とし、仙台ニューフィルハーモニー管弦楽団運営細則(以下「運営細則」という。)に明記する。</p> <p>(目的) 第3条 団は、アマチュア音楽家として音楽を愛する者がオーケストラの活動を通し、自己の音楽的、技術的向上を図るとともに、団員相互の親睦を図り、もって地域の音楽文化に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 団は、目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 定期演奏会 年2回 (2) 定期総会 年1回 (3) 臨時総会 (4) その他運営委員会が必要と認めた活動、演奏又は行事</p> <p>第2章 団員</p> <p>(資格) 第5条 団員は、次の各号のすべてを満たす者でなければならない。ただし、運営委員会が承認した者は、この限りでない。 (1) 原則として社会人(満18歳以上)であること。 (2) 次条に規定する団員の義務を履行できる者。</p> <p>(団員の義務) 第6条 団員は、次に掲げる義務を果たさなければならない。 (1) 定められた活動に積極的に参加すること。 (2) 常に習練に努め、自己の技術的、音楽的向上に努めること。 (3) 団費その他決められた納入金を滞納なく納入すること。</p>	<p>(この運営細則の目的) 第1条 この運営細則は、仙台ニューフィルハーモニー管弦楽団規約(以下「規約」という。)第23条の規定により運営の細目を定めることを目的とする。</p> <p>(団の所在地) 第2条 規約第2条の団の所在地は、仙台市泉区虹の丘一丁目10-3-407熊谷方とする。</p>

(入団)

第7条 入団の手続きは次のとおりとする。

- (1) 入団しようとする者は、第15条に規定するパートリーダーの承認の上、運営細則に規定する入団申込書を提出する。
- (2) 入団申込書に記載した活動開始日から2か月間は準団員とし、技術委員会及び運営委員会の承認の後、正団員となる。また、この承認が得られない場合は入団を認めない。

(退団)

第8条 団員は、次の場合に退団することとする。

- (1) 団員本人が運営細則に規定する退団届を運営委員会に提出した場合。
- (2) 運営委員会が運営細則に規定する事由により退団させるのが妥当と判断した場合。

(休団)

第9条 休団を必要とする場合は、運営委員会に運営細則に規定する休団届を提出しなければならない。

- 2 前項の届出による休団予定期間の終了後において活動再開の意志を確認できない場合は、事務的に退団の手続きをとる。ただし、復帰の希望がある場合は優先的に考慮するものとする。
- 3 休団中の団費は半額とし、第1項の届けとともに前納するものとする。

(エキストラ等)

第10条 運営委員会が活動に必要と認めるときは、指揮者、トレーナー、アドバイザー、エキストラその他団員以外の者を活動に加えることができる。

(入団申込書)

第3条 規約第7条第1号に規定する入団申込書は、様式1のとおりとする。

(退団届)

第4条 規約第8条第1号に規定する退団届は、様式2のとおりとする。

(退団事由)

第5条 規約第8条第2号に規定する事由は、次の各号による。

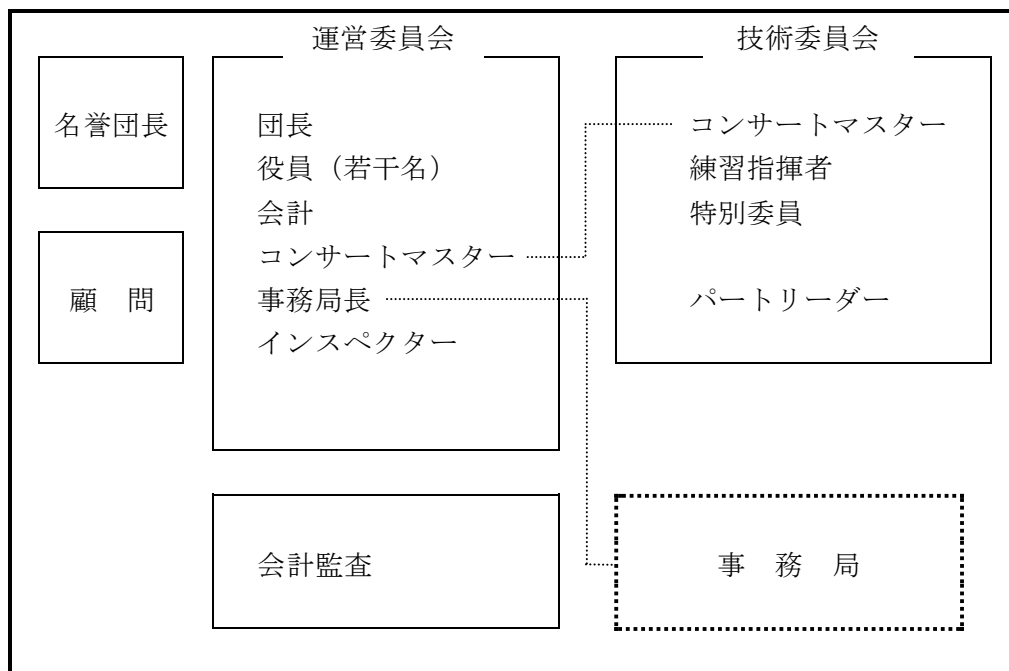
- (1) 無断で2ヶ月以上練習に参加しなかった場合。
- (2) 団費を6ヶ月以上滞納した場合。
- (3) 団の名誉を著しく傷つけた場合。
- (4) 特に運営委員会で退団が妥当と認めた場合。

(休団届)

第6条 規約第9条に規定する休団届は、様式3のとおりとする。

- 2 休団届に記入する「休団の予定期間」は最長でその年の会計年度末(12月31日まで)とし、期間の延長をしたい場合は、規約第9条第3項に規定する団費を添えて、12月中に再提出しなければならない。

運営執行部 組織図



第3章 運営執行部

(組織)

第11条 団に次の組織を置き、団員をもって構成する。

- (1) 運営委員会
- (2) 技術委員会
- (3) 会計監査

2 会計監査は、運営委員会の職を兼ねることができない。

3 技術委員会の決定は、運営委員会の承認をもって発効するものとする。

(顧問等)

第12条 団に、名誉団長及び顧問を置くことができる。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、次のメンバーで構成する。ただし、第3号、第5号及び第7号の定数は、運営細則で規定する。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 1名
- (3) 役員
- (4) 会計 1名
- (5) コンサートマスター
- (6) 事務局長 1名
- (7) インスペクター

(役員等の定数)

第7条 規約第13条に規定する定数は、次のとおりとする。

- (1) 役員 4名
- (2) コンサートマスター 3名
- (3) インスペクター 1～2名

- 2 運営委員会は、演奏会の開催決定、人事（第10条に規定するエキストラ等、団員の入、退、休団）の承認関係、総会の開催、及び団長が必要と認めた事項について協議し決定する。
- 3 運営委員会は、団の運営に関し、総合的に最終責任を負うものとする。
- 4 運営委員会の構成員の任期は2年とし、再任は妨げない。また、選出方法は次のとおりとする。
 - (1) 団長 総会において選出する。
 - (2) 副団長 総会又は団員の総意により選出する。
 - (3) 役員 総会又は団員の総意により選出する。
 - (4) 会計 総会又は団員の総意により選出する。
 - (5) コンサートマスター 運営委員会で選考し、任命する。
 - (6) 事務局長 運営委員会で選考し、任命する。
 - (7) インспекター 運営委員会で選考し、任命する。

(技術委員会)

- 第14条 技術委員会は、コンサートマスター、練習指揮者、特別委員及び次条で規定するパートリーダーで構成する。
- 2 練習指揮者及び特別委員の定数は、運営細則で規定し、選出については、技術委員会で選考し任命し、任期は技術委員会で決定する。
 - 3 技術委員会は、演奏に関する技術問題について担当演奏者を含め、幅広く協議し決定する。

(パートリーダー)

- 第15条 パートリーダーの定員は運営細則で規定する。ただし、第1ヴァイオリンについては、コンサートマスターがその任に当たるものとする。
- 2 パートリーダーの任期は、原則として秋の演奏会終了後から翌年の秋の演奏会までの1年とし、再任は妨げない。
 - 3 パートリーダーの選出は、各パートで互選し、コンサートマスターの承認を得るものとする。
 - 4 パートリーダー（第1ヴァイオリンにおいてはコンサートマスター）は、パートの代表者として技術面のみならず運営面においてもパート内をまとめ、当該パートが団全体に対し迷惑をかけないように配慮するものとする。

- 2 規約第14条第2項に規定する定数は、次のとおりとする。
 - (1) 練習指揮者 若干名
 - (2) 特別委員 2名

(パートリーダー)

- 第8条 規約第15条に規定するパートリーダーは、次の各パート1名ずつとする。
- (1) 第2ヴァイオリン
 - (2) ヴィオラ
 - (3) チェロ
 - (4) コントラバス
 - (5) フルート
 - (6) オーボエ
 - (7) クラリネット
 - (8) ファゴット
 - (9) ホルン
 - (10) トランペット
 - (11) トロンボーン
 - (12) テューバ
 - (13) 打楽器

(会計監査)

第16条 会計監査は1名とし、団の会計を監査し定期総会において、その状況を団員に報告する。

2 会計監査の任期は2年とし、選出方法は総会又は団員の総意により選出し、再任を妨げない。

(事務局)

第17条 団内の事務を処理するため、事務局を置き、その事務等は、運営細則で定める。

(事務局)

第9条 規約第17条に規定する事務局は、次のような作業を行う。

入団・退団・休団の事務取扱、友の会事務局、慶弔関係、印刷プロモート、楽譜管理、厚生関係、会報・団のPR等、演奏会の記録、演奏会の写真、チケット管理、練習会場確保、団費徴収、演奏会ステージ設営、演奏会スケジュール管理

2 前条の作業を処理するため、事務局に次の係を置く。

- (1) 印刷係 (2) 楽譜係
- (3) 厚生係 (4) 広報係
- (5) 演奏会記録係 (6) 写真係
- (7) チケット係 (8) 練習会場係
- (9) 団費徴収係
- (10) ステージ進行係
- (11) 指揮者等接待係

第4章 総会

(開催)

第18条 定期総会は年に1回、臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、団長が招集し開催する。

2 団長は、総会の招集を、定期総会については2週間前、臨時総会については1週間前までに団員に周知しなければならない。

3 欠席団員は、白紙委任したものとみなす。議事は、出席者の過半数をもって可決する。

(議事)

第19条 定期総会は次の事項を決議する。

- (1) 前年度の活動報告及び会計報告の承認
- (2) 新年度の活動計画及び会計予算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の変更
- (5) その他運営委員会が必要と認めた事項

2 臨時総会の審議事項は運営委員会で決し、その内容は定期総会の内容に準ずる。

第5章 会計

(団の会計)

第20条 団の活動に必要な経費は、団費、出演料及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする。

(団費)

第21条 団費は正団員が納入し、1人1か月3,000円とする。
ただし、団の都合により活動ができなかった団員の会費は、その期間分について免除する。

2 前項の1か月の計算は、入団にあつては正団員となった日(第7条第2号の運営委員会の承認があつた日)が15日以前の場合を1か月とし、退団・休団等にあつては16日以降までの在籍を1か月とする。

3 第1項の団費を、運営細則に規定する納入方法により前納した場合に限り、1年分にあつては、33,000円、6か月分にあつては17,000円とする。

4 前項の前納した団費については、完納となった最後の月以前に退団又は休団したとしても、原則として返却しない。

5 第9条第3項の規定により納入された休団中の団費については、予定よりも早く復帰した場合、過納分を還付する。

(入団金)

第21条の2 第7条第2号により正団員となった団員は、6,000円の入団金を納入する。

第6章 改正

(規約改正)

第22条 この規約の改正は、定期総会又は臨時総会で行う。

第7章 運営細則

(運営細則)

第23条 団の運営を円滑に行うため、「仙台ニューフィルハーモニー管弦楽団運営細則」を制定する。

2 運営細則の効力は、この規約の効力に準ずるものとする。

3 運営細則の改正は、運営委員会で行い、改正があつたつど速やかに団員に公表するものとする。

(団費の前納)

第10条 規約第21条第3項に規定する前納割引(以下「前納割引」という。)の納入方法は、1年に2回、1月末日と7月末日までに、所定の用紙で納入した場合とする。期限後の納入や、納期月が準団員の期間中に当たる場合については適用しない。

2 前項の団費は、1月末日納期分にあつては1月から12月までの1年分又は1月から6月までの6か月分とし、7月末日納期分にあつては7月から12月までの6か月分とする。

3 規約第9条第3項に規定する休団中の団費については、前納割引は適用しない。

第8章 友の会

(友の会)

第24条 団の運営・活動を円滑に行うため、友の会を置く。

- 2 友の会は、募集した会員から会費を徴収し、演奏会のチケット、団内広報誌等を送付する。
- 3 友の会の収支は、第20条に規定する団の会計とは別会計とし、年に1回報告を行う。
- 4 友の会の積立金は、団の会計の状態により団の会計に繰り入れることができる。

付 則

この改正は、平成25年1月12日から施行する。